

第 1 1 回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

会 議 録

日時：平成 17 年 10 月 7 日（金）午後 1 時 30 分から
場所：日吉町 町民センター 大ホール

第 1 1 回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議録

開催日時	平成 1 7 年 1 0 月 7 日(金) 午後 1 時 3 0 分から 午後 2 時 4 5 分まで
開催場所	日吉町 町民センター 大ホール
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	新田 一郎 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	谷 幸 委員 、 中川 晃 委員
公開・非公開の別	公 開
傍聴人の人数	1 1 名（うち報道関係 3 名）

議 事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

出席者名簿

< 1号委員 >

野中	一二三	会長
岸上	吉治	副会長
仲村	脩	副会長
中島	三夫	副会長
奥村	善晴	委員
廣瀬	傳次	委員
浅野	敏昭	委員
箱田	博治	委員

< 2号委員 >

中川	圭一	委員
高橋	芳治	委員
井尻	治	委員
柿迫	義昭	委員
村田	憲一	委員
吉見	徳寛	委員
吉田	繁治	委員
長野	弘	委員
谷	義治	委員
中川	幸朗	委員
出野	敏	委員
古屋	正雄	委員

< 3号委員 >

上野	嘉雄	委員
滝村	尚史	委員
前田	三子	委員
田中	博	委員
牧野	修	委員
川勝	儀昭	委員
谷	幸	委員
中川	晃	委員
福島	利夫	委員
齊藤	進	委員
藤岡	裕英	委員
藤林	芳朗	委員
湯浅	満男	委員
吉田	紀子	委員
吉川	元治	委員
上原	正義	委員
大牧	義夫	委員
佐々木	智康	委員
中西	多嘉子	委員
末武	徹	委員
井上	忠司	委員

< 学識経験者 >

芳賀	徹	委員
佐藤	博一	委員

事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長事務調整班班長	山脇 惠次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
総合調整班班長	伊藤 泰行
実施計画班班長	永口 茂治
組織・人事班班長	大野 光博
組織・人事班	塩貝 潔子
実施計画班	国府 諭史朗
事務調整班	吉田 惠
総合調整班	市原 丞
実施計画班	野々口 智司
事務調整班	八木 正司
総合調整班	塩内 公博
組織・人事班	福井 修

専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	橋本 早百合
企画部会	西村 良平
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会 福祉事務所開設準備部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

第 11 回 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議経過

《 事務局 》

定刻となりましたので、始めをさせていただきます。本日は委員各位におかれましては、何かとご多用にもかかわらず、また午後からは少し雨が落ちて参りまして、足元の悪い中、第 11 回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、事務局次長の山脇でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

最初に、お配りを致しております資料のご確認をさせていただきます。まず、本日の「第 11 回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会」資料につきましては、過日それぞれのお手元までご送付させて頂いておりますので、ご確認を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日ご協議頂きます市章に関します資料につきましては、当日配布とさせて頂いておりますので、あわせてご確認をお願い申し上げます。

次に、本日の協議会につきましては、協議会資料の表紙の裏に「次第」を付けさせて頂いておりますが、議事と致しましては、(1) 報告事項 6 件、(2) 協議事項 1 件、(3) その他 2 件と致しまして、ご協議をお願い致すべく予定をさせて頂いておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは野中会長、よろしくお願い申し上げます。

《 野中会長 》

大変お忙しい皆さん、お集まりを頂きましたことに、まずお礼を申し上げたいと存じます。合併協議会も、いよいよ来年 1 月 1 日まで 80 日を切るという状態になってきたと思います。何はともあれ、協議会委員の各位の皆さんの熱心なご討議を頂く中で、一定整えができましたことに我々お礼を申し上げますと同時に、残されました 80 日足らずでございますが、皆さんと共によりよい状態を作り出して行くために、最善の努力をしていかななくてはならないというふうに思っております。本日はそれぞれ協議をお願いをし、ご報告をしなくてはならない問題等、今事務局から申しあげました対応を致しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議には、新田一郎（にったいちろう）委員より、他の公務のため欠席届が出されております。本日の会議につきましては、協議会委員 42 名中 41 名のご出席を頂いており、協議会規約第 10 条の第 1 項「会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことが出来ない。」との規定を超えておりますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

本日の傍聴人の定員は、50 人と定めます。なお、報道関係者については、申し出のあった方について認めておりますので、ご了承頂きたいと存じます。

それでは、ただいまより第 11 回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会を開会致します。本日の会議の議事録署名人 2 名を指名させていただきます。議事録署名人に、谷幸（たにみゆき）委員、中川晃（なかがわあきら）委員をお願いを致します。

《 野中会長 》

それでは、これより議事に入ります。議事は、次第に従い順次進めを致します。

なお、報告第19号以下5件につきましては報告事項であり、説明のみにとどめさせて頂きますので、事前にご了解をお願い申し上げておきます。

まず、報告第19号「事務調整結果について」を議題として、事務局から説明を致します。

《 事務局 》

報告第19号： 事務調整結果について【説明】

それでは、報告第19号、事務調整結果につきまして、ご報告を申し上げます。お手元に配布をさせて頂いております報告第19号資料を、よろしくお願い申し上げます。

合併協定項目の調整・整理につきましては、合併の方式に関することなど、基本的協定項目5項目、「議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること」など、合併特例法に規定されております項目4項目、その他必要協定項目41項目、あわせて50項目として進めをさせて頂き、これを細分化致しまして、総計1,374項目につきまして、担当係長等を中心と致しました26の分科会と、課長職等を主体と致します10の専門部会で整理を致し、合併協議会の5つの小委員会にご提起を致して参りました。

そして、各小委員会でご確認を頂きました「合併協定項目の調整方針」、すなわち、1つには「住民福祉向上の原則」、2つ目に「負担公平の原則」、3つ目に「健全な財政運営の原則」、4つ目と致しまして「行政改革推進及び適正規模準拠の原則」、そして最後に「一体性の確保の原則」、この5つのことを基本として頂きつつ、各小委員会決定を賜り、都度、ご開催を頂いて参りました合併協議会に、各小委員会委員長よりあらゆる角度からご検討頂きました事柄をも含めましてご報告を頂き、協議会決定を賜ってきました。そして、本年平成17年3月13日、「合併協定書」のご調印を賜ったところでございます。

このご決定を賜りました「協定項目」につきましては、項目ごとに新市の行政事務を進める方向を定めて頂いております。そうした方向決定を頂いております項目につきまして、南丹市発足時に役所業務、実務運用に遺漏がないよう、また住民各位にご迷惑をかけることのないよう、細部にわたりまして、各分科会が496回、及び各専門部会で178回の、あわせて674回にわたりまして、部会・分科会のメンバー140名を中心と致し、各町の各部署担当職員も一丸となって、新市のあるべき姿を念頭に、1,374項目の協定項目につきまして、新市発足のための準備として事務や制度の調整を行い、助役会に提案し、ご確認頂いて参りました。その過程で町長会にお諮り致し、ご決定を頂いた項目もでございます。これら「事務事業調書」につきましては、今日まで整理を致して参りまして、1,374項目が1,408項目となっておるところでございますが、全項目にかかります「事務事業調書」につきましては、一括して次回開催の合併協議会で提出をさせて頂きたく存じておりますので、ご了承を賜りますようお願いを申し上げます。

お手元にご配布致しております事務事業調書につきましては、合併協議会でご決定賜って参りました調整項目の中で、その後の状況により、助役会、また町長会で再度ご検討・ご確認・ご決定を賜りました事項につきまして記載を致し、本日ご報告申し上げるものでございます。

それでは、資料に基づき順にご説明申し上げます。まず、開いて頂きました1番目、左側に番号を付しておりますが、番号1・合併協定項目10「特別職等の身分の取扱いに関する事」としての調整項目1「常勤特別職の給料月額」につきましては、昨年7月28日の第3回合併協議会におきまして、調整結果に記載致しておりますようにご決定を頂いておりますが、本年1月26日の第8回合併協議会で各支所に参与を置くこととご決定を頂きました。その職務、任期、給与等につきまして、本年8月25日の町長会で、右側に記載を致しておりますとおりご決定を頂きました。任期、給与、その他につきましては、その他の特別職の件を勘案を致し、4年以内、月額650,000円とされたところでございます。

次に、番号2番、合併協定項目16-1「各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事」と致しましての、調整項目1、自主防災組織活動補助金につきましては、現在日吉町と美山町で組織され、対応されておるところでございますが、昨年の10月20日の第6回合併協議会におきまして、調整結果に記載致しておりますように、「一集落一団体として年間5,000円とする。」とご決定頂いておりますが、複数の集落で構成される団体についての取扱いと致しまして、その上限額を20,000円とすることを、助役会でご決定頂いたところでございます。

次に、番号3でございます。合併協定項目19-6「消防団の取扱い」と致しましての、調整項目4「組織・分団数」につきましては、現在は、4町、4団、21分団としてご活動頂いておりますが、昨年7月28日の第3回合併協議会におきまして、調整結果に記載致しておりますように、「新市発足をもって1団に再編する。分団等の組織は、新たに作成する消防計画に基づき調整する。」とご決定頂いておりますが、本年8月11日開催された4町の団長会で、「南丹市消防団1団とし、現在の4消防団は、各支団として活動する。」と、ご決定されたところでございます。

次に、番号4でございます。合併協定項目21-1-⑨「バス交通対策の取扱い」と致しましての調整項目1「町営バス」につきましては、昨年9月30日の第5回合併協議会におきまして、調整結果に記載致しておりますとおりご決定頂いておりますが、特に「(2) 美山町から園部町までの市営バスの運行について、合併後早期に運行する。」とご決定頂いておりますが、その後美山町とされまして、「南丹市発足の18年1月からの運行を」と強く提起をされたところでございます。本年8月25日の町長会で、「現行の施設、人員等の中で、美山町から園部町までの18年1月からの運行に向けて手続きを進める。」ことに、ご決定されたところであります。現在、担当部会等におきまして、詳細検討を致しておるところでございますが、特に現行の日吉町営バス、園部町コミュニティバス、通称「ぐるりんバス」と申されておりますが、そうしたものの整合性を図りながら、所要の手続きを経て、1月運行開始となるよう進めを致しているところでございます。なお、「南丹市全体としてバス運行のあり方について、早期にバス対策総合計画を策定する。」と致しておるところでございます。

次に、番号5番、合併協定項目19-16「各種社会福祉事業等の取扱い」と致しましての、分類3「高齢者福祉関係」、調整項目5「町独自の事業」につきましてのうち、「はり・きゅう・マッサージ施術に対する施術費助成」につきましては、園部町が独自で、園部町に居住され事業を営まれている視覚障害者の施術所で、65歳以上の方が施術を受けられた場合、1人1ヶ月1回を限度として、2,000円の助成を行われております制度でございますが、昨年12月5日の第7回合併協議会におきまして、調整結果に記載致しておりますとおり「廃止する。」とご決定を頂いて参りましたが、本年3月18日、社団法人京都府視覚障害者協会船井支部の三療部員様より、園部町長宛、「事業存続の要望書」が提出されました。それに対しまして、園部町長より、「合併により弱者切捨てとなることについては、少々問題がある。検討をされたい。」との指示がございまして、担当部会で再度検討し、「園部町地域限定として、3年間の経過措置を設ける。」として、助役会にお諮りを申し上げましたところ、「こうした事業については地域限定すべきでなく、南丹市全域として所要経費も含め検討せよ。」と指示があり、検討の上、再度助役会にお諮りし、「全市域において、対象者・施術所・助成金等は、現行のとおりとして、3年間の経過措置期間とする。」とのご決定・ご確認を頂き、本年8月25日の町長会で、弱者の立場を支える施策の継続発展をということで、「助役会確認のとおり」とご決定されたところでございます。

次に6、合併協定項目14「使用料及び手数料等の取扱いに関する事」と致しましての、調整項目1「公益施設分担金」につきましては、都市計画と関わって、教育施設・行政施設・清掃施設等、各種施設の分担金に対応するものとして、住宅開発業者が開発する際に、園部町が開発指導要綱に基づき徴収されておりました。昨年9月30日の第5回合併協議会におきまして、「新市移行時に、調整し統一を図る。」とご決定を頂いておりますが、国の指導により「開発者に過度の負担を与えないように」との通知もございまして、再度検討致し、本年8月25日の町長会にお諮り致しましたところ、右側に記載致しておりますように、「新市においては徴収しない。」とご決定を頂いたところでございます。

以上でございますが、これら「事務事業調書」につきましては、前段も申し上げましたが、全項目にかかります「事務事業調書」につきましては、次回の合併協議会で提出をさせていただきますことを申し上げさせて頂き、報告第19号「事務調整結果について」のご報告とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

《 野中会長 》

それでは、報告第19号は以上のとおりでございます。

次に、報告第20号「南丹市組織機構について」を議題として、事務局から説明を致させます。

《 事務局 》

報告第20号： 南丹市組織機構について【説明】

それでは、報告第20号「南丹市組織機構について」、ご説明させていただきます。資料の方、8・9ページをお開き願います。南丹市の組織機構につきましては、既にご承知のとおり、本年1月

開催の第8回合併協議会におきまして、市民が親しみやすく、利用しやすく、市民の声を適正に反映することができるよう、新市における組織機構の整備方針についてご決定頂きました。本庁に部制をしき、総務・福祉・事業の3つの部門を課で細分化致しました。また、教育委員会をはじめとする他の行政機関も、本庁に配置することも確認頂いたところございます。4月に入りましてから合併準備局をスタートして、現行行政サービス体制の再点検を行う中で、新市における行政機構として、専門性・効率性・信頼性の高い行政システム構築のために若干の見直しを含めて、今日まで専門部会・助役会等を中心に検討を進めて参りました。本日お示しさせて頂きました組織機構につきましては、去る8月25日の町長・助役会におきまして、最終ご確認を頂きました。

特に、第8回の合併協議会でお示しさせて頂きました内容から大きく変更致しました点について、ご報告をさせていただきます。

まず、本庁関係では、合併時における様々な諸課題ならびに合併後の総合調整を行うため、総務部に合併調整室を新たに設置を致しました。次に、市では新たに生活保護業務を含めた関連業務が京都府から移管されるため、専門職員による専門の事務所を設け、総合的な社会福祉行政機関としての機能が図れるよう、福祉事務所を福祉部から分離を致しました。次に、上下水道業務についてですが、特に水道は電気・ガスと同じく住民生活におけるライフラインであり、本庁・支所、一体的な行政サービスが必要であり、事業部から分離をして、水道事業所を新たに設置致しました。なお、事業所の事務所は八木支所に置くこととし、八木支所以外にも、担当職員を常備配置する予定であります。次に都市計画関係業務についてですが、新市建設計画にも掲げられていますように、将来の都市像として、地域の核となる中心市街地の活性化施策を図る上でも、都市計画課を設置を致しました。

次は、もう1枚つけています南丹市組織機構図NO.2をお開き願います。各支所は地域住民に最も身近な行政拠点として、また日常性の高い行政サービスを行うと共に、住民参加やまちづくりを推進する体制として、できるかぎり従来の機構を継続する意味で、地域振興を中心に対応する地域総務課、住民窓口・保健福祉に対応する健康福祉課、農林商工に対応する産業振興課、土木建設・住宅等に対応する建設課をそれぞれ設けております。そして、それらを総合管理・監督するため、昨年来からご確認を頂いておりますように、各支所に特別職の参与を支所長兼務で設けさせて頂きました。なお、参与の職務等につきましては、次の「南丹市参与の設置について」の報告の方で詳しく述べさせて頂きます。次に、教育関係についてですが、当初支所においては、教育分室と致しておりましたが、特に学校教育等につきましては、基本的にどの学校も同じ環境の下で教育を行わなければならない点からも、方針・施策等を一体的に進めることを考慮して、支所は教育振興係の係のみと致しました。なお、細い線で囲んでおります係の名称につきましては、やはり住民の方々は、業務の所管では判断は難しいと、そうした点で係の名前で判断される場合が多いと思いますので、できるかぎり住民の方にわかりやすく、親しみやすい名称にと検討をして参りました。

次に、職員の配置人数についてですが、このことは昨年の協議会からも大変関心を持って頂き、いろいろ議論を頂いたところです。合併協議会が発足当時は、各町で494名の職員が、本年3

月での退職また今後退職予定の関係からも、現在把握している人数は、資料で示しておりますとおり462人となっております。この462人を本庁・支所にそれぞれ配置をしなければならぬわけですが、支所7割・本庁3割の件もございましたので、4町からそれぞれ新市発足後の適正人数の希望も伺う中で、先ほど来報告致しましたとおり、組織機構の見直しによる修正、現在の本庁・支所の配置人数は、本庁で市長部局、他の行政機関をあわせまして179名、支所においては、今日の各町の地域性、また保育所や幼稚園などの設置状況の違いから、一律配置にならない関係から、表記のとおり園部支所は88名、八木支所は78名、日吉支所は52名、美山支所は65名、支所合計で283名となっています。こうした状況の中で、職員減による住民サービスの低下や行政事務移行の停滞を招いてはならないため、また近年どの町におきましても、職員採用が実施されていないため、年齢層における大幅な空白が生じているなど、人員構成の面でも課題が生じております。今回、南丹市の新規職員採用試験も実施すべく、現在進めております。なお試験は、今月16日に園部国際交流会館で行う予定であります。

今後は、この組織機構を基本に行政サービスを行う上で混乱が生じないように、本庁・支所で行う業務の具体化に向け、専門部会を中心に検討を進めて参る予定でございます。

以上、報告第20号「南丹市組織機構について」の報告と致します。以上でございます。

《 野中会長 》

報告第20号は、以上のとおりであります。

次に、報告第21号「南丹市参与の設置について」を議題として事務局から説明を致させます。

《 事務局 》

報告第21号： 南丹市参与の設置について【説明】

それでは、報告第21号「南丹市参与の設置について」、ご説明をさせていただきます。資料の方、11ページをお開き願います。南丹市参与の設置につきましては、昨年の新市建設計画策定小委員会及び総務・企画・議会小委員会におきまして、「新市の事務所の位置に関すること」ならびに組織機構のところで様々な意見と議論を頂き、最終各支所に特別職としての参与を置くことは、第8回合併協議会で確認を頂いたところです。この件につきましても、4月に入りましてから、参与の権限等について助役会を中心にご検討を頂き、去る8月25日開催の町長・助役会において最終確認を頂きました。まず、設置目的は、小委員会でもご意見を賜りましたとおり、4町対等による「ゆるやかな合併」を基本と致しておりますので、合併時における行政課題への的確な対応や、住民不安を解消する役目を重点と致しております。

次に、参与の職務についてでございますが、資料にも掲げていますとおり、各旧町域の地域振興に関する調整、市長への直接的な意見具申ができるように、また市長と地域住民とのパイプ役や住民の相談役、そして4町の公平性を確保するためにも、旧町の積み残し事業の整理・調整も主な職務として掲げております。

次に、参与の権限についてですが、1つは各支所区域における新市の助役と同等の権限を有し、市長に代わって行政事務を専行させることです。詳細につきましては、規程を設けて明記をして

おります。2つ目は予算の関係ですが、支所にできる限り予算を計上し、一定の権限内で予算執行ができる権限を与えることと致しております。この詳細につきましても、規程で明記しております。

最後に、参与の任命等についてですが、参与は各町の町長・助役等、特別職であった者の中から1名ずつ選任し、1月1日に市長職務執行者が任命することと致しております。任期は先ほども言いましたように、4年以内とすることと致しております。

以上、報告第21号「南丹市参与の設置について」の報告と致します。以上でございます。

《 野中会長 》

報告第21号は、以上のとおりであります。

次に、報告第22号「南丹市の予算について」を議題とし、事務局から説明を致させます。

《 事務局 》

報告第22号： 南丹市の予算について【説明】

報告第22号「南丹市の予算について」、報告させていただきます。資料につきましては、13ページをよろしく願いを致します。地方公共団体の翌年度の予算につきましては、その予算編成方針を首長が定め、その編成方針により各自治体が予算編成を行うのが通例でございますが、南丹市発足が年度途中であり、通常の発表時期より早期に通知することが必要になったこと、また、南丹市の職務執行者につきましても未決定の時期の発表となり、4町長の連名で各町の所属長宛に平成17年度・18年度予算編成方針が通知されましたので、本日報告させて頂くものでございます。内容につきましては、4町合併の経過、新市建設計画の内容、今後の南丹市の財政状況、17年度予算は3ヶ月の予算となり、基本的には各町予算残部分の持ち寄りになること、また18年度予算につきましては、市長・市議会議員選挙の関係から、骨格予算となる予定でございます。なお予算の内容につきましては、現在各部会・分科会を中心に、平成17年度・平成18年度共に要求作業中であり、10月中旬及び10月下旬をめどに提出頂くこととして事務を進めております。

以上により、南丹市の予算についての報告とさせていただきます。

《 野中会長 》

報告第22号は、以上のとおりであります。

次に、報告第23号「庁舎改築について」を議題として、事務局から説明を致させます。

《 事務局 》

報告第23号： 庁舎改築について【説明】

それでは、報告第23号、南丹市本庁舎ならびに園部支所にかかります庁舎改築につきまして、現在までの進捗状況をご報告致します。

合併協定項目4「新市の事務所の位置に関すること」におきまして、「新市の事務所の位置は

園部町小桜町47番地に置く。園部・八木・日吉・美山の各町に支所を置く。(概ね10年が望ましい。)」と決定され、3月13日に合併協定書の調印式が行われました。

そのことを受けまして、南丹市本庁舎として使用する現園部町役場等の庁舎改築の計画を行い、園部町を代表町として総額4億5千万円あまりの庁舎改築予算を園部町議会に提案し、他3町は1億円の負担にかかる予算を各町議会に提案を頂きました。

その後、現園部町役場1号棟・2号棟ならびに現園部体育館を、南丹市本庁舎ならびに園部支所とするための改築工事設計書の作成を行い、16ページに記載を致しておりますとおり、南丹市庁舎改築その1工事・その2工事の2工区として現在工事を進めている状況でありますので、お目通しを頂きたいと思っております。また次のページには、庁舎の配置図として、1号庁舎・2号庁舎・3号庁舎の図面を添付致しておりますので、お目通しを頂きたいと思っております。両工事とも工事進捗は予定通り進んでおり、11月末にはほとんどの工事が完了し、期限の12月10日には引き渡しができる予定で進んでおります。

今後、工事の進捗にともないまして、1月1日の南丹市誕生に向けて、事務備品の搬入、IP電話の設置、システム機器等の設置を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

以上、報告第23号「庁舎改築について」の進捗状況の報告と致します。以上です。

《 野中会長 》

報告第23号は以上のとおりであります。

次に、報告第24号「今後のすすめ（スケジュール）について」を議題とし、事務局から報告を致させます。

《 事務局 》

報告第24号： 今後のすすめ（スケジュール）について【説明】

それでは、報告第24号「今後のすすめ（スケジュール）について」を報告させていただきます。資料は、32ページをお願い致します。

南丹市発足までには今後も様々な準備が必要となって参りますが、合併協議会委員各位にお見知りおきを頂きたい項目として、9点を挙げさせて頂いております。1と致しまして、地方自治法施行令に定められております市長職務執行者、及び南丹市参与設置条例により参与の内定、2と致しまして、4町職員の南丹市における内示、3と致しまして『南丹市くらしのあんない版』の4町全戸配布、以上の3点を11月上旬に、次に4と致しまして、暫定的な特別職の内定を11月の中旬に、5と致しまして、第12回合併協議会を11月の下旬に、6と致しまして、本庁・支所間の備品等の移転作業を12月の中旬から、7と致しまして、南丹市の発足日であります平成18年1月1日に開市式を、8と致しまして、南丹市本庁・支所それぞれ業務開始式を18年1月4日に、9と致しまして、公職選挙法に定められました市長・市議会議員選挙を合併後50日以内に行う必要があること、以上9項目として報告させていただきます。

《 野中会長 》

報告第24号は、以上のとおりであります。報告事項につきましては、各委員におかれましては、よろしくご理解をお願いを致します。

《 野中会長 》

次に、協議事項に移らせて頂きます。協議第135号『南丹市』市章選定について」を議題とし、ここで「南丹市」市章選定委員会の委員長と副委員長にご出席を頂きます。暫時休憩を致します。

————— 休 憩 —————

《 野中会長 》

休憩前に戻り、会議を再開致します。委員長ならびに副委員長の紹介、及び協議第135号『南丹市』市章選定について」、事務局より説明致します。

《 事務局 》

協議第135号： 「南丹市」市章選定について【説明】

それでは、協議第135号『南丹市』市章選定について」でございます。はじめに本日出席を頂いております、「南丹市」市章選定委員会、芳賀委員長ならびに佐藤副委員長のご紹介をさせていただきます。

「南丹市」市章選定委員会の委員につきましては、各町からの選出協議会委員各2名ならびに協議会長が委嘱する学識経験者2名、計10名によって構成をされておりますが、4町からは選出委員として各2名計8名を選出頂き、36ページに添付致しておりますとおり、第10回合併協議会におきまして、ご報告をさせて頂いております。

その後、学識経験者としての2名につきましては、奥村事務局長を中心に事務局内で選考し、協議会会長から委嘱させて頂きました。

それでは、委員長・副委員長の紹介をさせていただきます。はじめに、芳賀徹委員長につきましては、京都造形芸術大学におきまして芸術表現・アートプロデュース学科教授であり、京都造形芸術大学学長の職を務めて頂いておりますし、専門的な見地から多方面な活躍を頂いております。また、佐藤博一副委員長につきましては、同大学におきまして情報デザイン学科教授として務めを頂いております。芳賀学長ならびに佐藤教授につきましては、「南丹市」市章選定委員会の委員として委嘱させて頂き、第1回「南丹市」市章選定委員会におきまして、事務局より専門的な見地から助言を頂く中で、市章選定につきましては、中心的な役割を担って頂くために、委員長に芳賀徹学長を、副委員長に佐藤博一教授をとの提案をさせて頂き、委員全員の同意を頂いたところであります。

それでは、芳賀委員長から、ひとことご挨拶を頂きたいと思います。芳賀委員長よろしくお願い

い致します。

《 芳賀委員長 》

ただいまご紹介頂きました、京都造形芸術大学の学長をしております、芳賀でございます。このたび、この南丹市、新しく発足する南丹市の市章の選定委員をお引き受け致しまして、皆様とお付き合いをしながら何回か委員会を開き、非常に活発に熱心に委員の方々もご発言頂き、ようやく決めることができました。これにつきましては、私のそばにおります佐藤博一教授も大変熱心に、佐藤さんはデザインの専門家で、プロフェッショナルでありまして、多方面に活躍しておりますので、その見識をフルに活用して非常に力強い助けを頂きました。今日最終の決定発表ということになるわけですが、どうぞ皆様ご賛同下さいますように期待しております。ありがとうございます。

《 事務局 》

それでは、市章選定にかかります経過につきまして、簡単に報告致します。34ページをお開き下さい。日付順に箇条書きで表示を致しておりますが、昨年5月26日の第3回総務・企画・議会小委員会におきまして、市章募集要項に基づき公募をすることを決定頂き、35ページに添付を致しております新市の市章デザイン募集要項を、今年1月26日の第8回合併協議会におきまして協議会決定を頂いております。

その後、表示を致しております日程によりまして、36ページから38ページまで添付を致しております資料のとおり、市章候補作品の募集ならびに「南丹市」市章選定委員会の開催を頂き、第3回市章選定委員会では、本日お手元に配布致しました資料のとおり、第1次選考から第3次選考により、応募総数799作品から5作品まで選定頂きました。その作品の中から、最優秀賞1作品ならびに優秀賞4作品の選定を頂きました。なお、最優秀賞作品、これが市章採用作品となるわけですが、この決定につきましては、専門的な知識・見地によりまして、第3次選考で5作品を選考頂きました芳賀委員長ならびに佐藤副委員長から市章採用作品とした理由を含めまして発表頂き、その後、発表頂きました市章採用作品につきまして、出席の市章選定委員、町長、議長、全員の同意を頂く中で決定を頂きました。なお、市章採用作品につきましては、将来にわたって市章として使用していくこととなりましたので、京都造形芸術大学情報デザイン研究センターに委託を行い、市章デジタルデータ、マニュアルでございます、の作成を行っております。

以上、市章選定に至る経過を簡単に報告致しましたが、市章採用作品「最優秀賞」1点ならびに優秀賞4点の発表につきましては、芳賀委員長から最初に受付番号順に5作品の講評を頂き、その後、決定致しました市章採用作品につきまして、採用した理由を含めまして発表頂きますので、よろしくお願いを致します。それでは、芳賀委員長よろしくお願いします。

《 事務局 》

(事務局、プロジェクターにて各作品を投影する)

《 芳賀委員長 》

今、こちらの隅のスクリーンに映っておりますのが、優秀作品として799点の中から選ばれた5作品でございます。799点というのは非常に数の多い応募であったというふうに思います。それからやはり、応募者の方々の中には、地元の園部町、八木町、日吉町、美山町それぞれからの応募が一番多かったのですが、それがだいたい半分近くで、あとの半分は日本全国から応募がありました。北は北海道から、南は沖縄はありませんでしたが熊本・鹿児島県からも応募がありまして、私などはちょっと驚きました。それだけ広範の地域から応募があったということ。そして、799点につきましては、選考委員会の我々2人の他に、8名の方がこの選考委員になりましたが、順次選んできまして、大変面白い選考の過程でありましたが、一種の投票をやりまして、だんだん絞っていきました。なにしろ、約800の中から50、20、10、5、1と選んでいくので、なかなか最終決定は難しゅうございました。

最後に残りました5点がここに映っておりますものであります。お手元に、この紙は皆さんのところにいっておりますか。一番上の左手にありますのが、10番のものでありまして、これはご覧になってわかりますように、南丹（NANTAN）の「N」の字をモチーフにしておりまして、それをうまくラッパのように曲げて、その真ん中に丹を表す赤い玉、仁丹の丹ですね、それを配置してあります。これもなかなか勢いがあるって、上に伸び下に広がりという感じで、いいデザインであったと思っております。

それからその次、83番。そうですね、一般的にどういうわけだか、今回赤丸が入っている模様がとても多かった。ここには、5点選ばれた中では3つだけが赤丸を含んでおりますが、他にもたくさんございました。やはり南丹の丹ということを心になさっていたのか、それから4つの町が集まって1つのハートを持とうと、そういう気持を表現したのかと思います。この83番も、その丹の赤いお日様と、濃い薄いの違いがある波型の緑の、木の葉のような、山のような、あるいはお月様のような、水の流れの波のような、そういう模様が日の下に踊っているという感じで、なかなか力動感があり、形がよく納まって整っていると、なかなかいい作品だと思いました。それから、緑の濃いのと薄いのの取り合わせも具合よくできております。全体としてみると、山であり、波であり、月であり、お日様であり、しかも人が集まって、私の表現によりますと盆踊りを踊っているようなそういう感じもする。上の方がお母さんで下の方が子どもと、そういう感じもいろいろと読めまして、大変面白い作品であると思いました。それからその次が、青一色で、青紫一色で作られましたものでありまして、157番。今の83番申し忘れましたが、ひらがなの「な」の字を基本にしておりますね。ちょっとゆるやかに校正し直して「な」の字になっておりました。

それから157番の方は、一番最初と同じように「N」の字を真ん中に入れて、それを基本として、それを丸く囲んで作られております。これも83番と同じように、4つ町が集まるということで4本が下の方から上に、上の方から下へと流れ込んで、そしておのずから「N」の字を作っているという、なかなか洒落たマークでございます。そして色も1色ですっきりとしておりまして、なかなか悪くないなと思いました。

394番、これも非常に簡単な図柄であります、意外に力強くて、一見明瞭、上がお月様、太陽か、やはり南丹の「丹」であると思いますが、下に「N」の字をうまくあしらって、山にも見えるし、丹波の間を流れていく川の流れの様でもあるし、人が手を挙げて踊っているという感じでもありまして、これもいい模様だなというように思っておりました。私などは、これを非常に気に入って、これを通そうかと密かに思っていたのですが、そうも行かなかったようであります。色が今映っているのはちょっと薄くなっておりませんが、下の赤い色が、赤というか、小豆色をもっと赤くしたような、なかなかいい色でした。それから、もう少し赤みを帯びた月で、わかりやすいし、いろいろなことをまねることが我々が容易にできるデザインだと思いました。

最後に702番、これは一見明瞭、南丹の「N」の字と、それから丹後の「丹」という形を組み合わせて作られておりまして、両方合わせていけば結局そういう形になろうかという、非常に究極の線まで簡略化して「N」と「丹」を合わせればこうならざるを得ないという一種の必然性を感じさせるという図柄であります。同じように赤い丸を配しておりまして、これみんな赤い丸を使うのは同じ一人のデザインの人が、1人の応募者がこの赤丸をつけているのかなあと思いきや、決してそうではなくて、いろんな人がこの赤丸を使っておりました。それが非常に興味の深いところであります。ただし、これはこう見ておきますと、なんとなくどっかで見てるような、どっかの電気器具かタクシーのマークですね、タクシーの屋根の上についているような、あれで見たことがあるような気がしまして、弱いかなという気が私はしておりました。京丹波町の町章がもうできておりますが、少し似ているところもあるということで、これは少し初めから、弱い方かなと私は思っておりました。

しかしこうやって見ますと、最後に799点の中から残されましたこの5点というのは、それぞれに面白いし、それぞれにデザイナーが新しく発足する南丹市に寄せる期待、それから将来の南丹市側からの趣旨・説明をよく心得て工夫して下さったと思っております。

最後に、結局最優秀賞として、ここの市章の選考委員会が推薦しますのは、最初から2つ目の83番のものであります。5つを並べてみますと、やはり一番新しくて、斬新で他の市町村をいろいろ調べて頂きましたが、それと重なるところの一番少ないものでした。これは他の市町村だけではなくて、いろんな企業ですね、百貨店から酒屋さんから広告会社から、新聞会社から、タクシー会社から、放送局から、郵便局から、いろんなところを調査して頂きましたから、これと似たものが一番少ない、しかもさっきも言いましたように、力動感、ダイナミックなところと、それから優しいところと両方がありまして、改めて見ますと非常によくできたデザインであると思っております。波であり山であり、そして、左側の下にある濃い半円が三日月のようでもあり、それがお日様と合わさっている。高くなりゆるやかにうねって上に向かって跳ねる、親子がそろって盆踊りをしている、川で泳いでいる、あるいは体操をしているというようにも見えまして、そうやっていろいろと読みを施していきますと、いろいろな解釈ができて、どれもプラスのイメージが強いものであってやっぱりいいだろうと、委員会ではこれを最優秀の市章候補とした次第でございます。これのデザインなんかにつきましては、私はちょっと忘れてしまいました、大阪の人でしたか。私たちは、これを選ぶときは、誰が応募しているかというのはほとんど見ないで、絵柄の方だけ見てきましたので、どこの誰であるかという住所は知らずに選んでおりました。

その点は、大変公平であったと思います。

この市章が今日この協議会で決定されるわけですね。これが決定されれば、誠に南丹市の将来にとっておめでたいことであると思ひまして、お喜び申し上げます。以上でございます。詳しいことにつきましては、こちらにデザインのプロフェッショナルがおりますので、佐藤さんに続けてもらいます。

《 佐藤副委員長 》

私が言うべきことも、ほとんど芳賀委員長がおっしゃってしまいましたので、あまり補足すべきことというのはないんですけれども、こういった市章・マークを選定する場合に最も重要なところは、まず、いろんな使われ方がされますので、それに適応される形態を持っているかどうか、非常に大きな問題です。そして、図形、いわゆるマークといっても、円とか有機的な曲線であったり、幾何形体を基にした図形であることには違いないのですけれども、それがマーク・市章といわれるためには、どれだけの象徴的な要素が入っているのか、その象徴的な要素ができるだけいい印象で、多様性に富んだものであればあるほど、意味合いというのはやはり深くなって参ります。そういった意味で、5点の第3次選考の結果、選ばれました5点の作品というのは、それぞれに象徴的な意味合いが込められているわけなんですけれども中でも、この83番の図柄が最も様々な見え方ができて、とても温かな感じもあって、普遍性に富んでいるのではないかと、他の4作品というのは、やはりどこかに類似性をもったマークが存在していました、ところがこの83番に関しましては、全国の自治体のマークを調査して頂いた結果、ほとんど似た形態が見つからなかったということもございまして、今後新しい南丹市の市章として相応しいのではないかと、1点決定させて頂いたような次第です。以上でございます。

《 野中会長 》

芳賀先生なり佐藤先生をはじめ、各町から出て頂きました議会から選出の委員さん4名と、町の学識経験を有する委員の方々4名、合計10名の皆さんで市章の選定委員会を開催を頂き、今芳賀先生なり佐藤先生からご報告を頂きましたように、83番が最も適しているんじゃないかというような経過をご報告を頂きました。一定の説明が終わりましたので、協議第135号について、ご意見なりご質問等ございましたら、お伺いを致したいと思います。ご意見・ご質問ございませんか。

《 委員 》

(「なし」 の声)

《 野中会長 》

それではお諮りを致します。協議第135号を提案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いを致します。

《 事務局 》

〔 事務局確認 〕 （挙手）全員であります。

《 野中会長 》

挙手全員であります。よって協議第135号は、協議会決定とされました。

ここで、最優秀賞ならびに優秀賞の作品を応募頂きました方々を発表させていただきます。事務局より資料配布を致します。

《 事務局 》

（ 事務局、資料配布 ）

《 野中会長 》

それでは発表致します。

最優秀賞は、作品番号83番：大阪府和泉市、深川重一（ふかがわしげかず）様。

優秀賞は、作品番号10番：京都市山科区、太田仁（おおたひとし）様。

同じく作品番号157番：船井郡日吉町、寺田初美（てらだはつみ）様。

同じく作品番号394番：岩手県盛岡市、鈴木久（すずきひさし）様。

同じく作品番号702番：東京都江東区、立志哲洋（たてしてつひろ）様。以上でございます。

芳賀委員長、佐藤副委員長におかれましては、大変お忙しい中、選定に大変なご尽力を頂きました。また本日は、遠路わざわざお越し頂きましたことにお礼を申し上げまして、お2人にはここでご退場を頂きますので、皆さん拍手で持ってお送り頂きたいと思います。どうもありがとうございました。

《 芳賀委員長・佐藤副委員長 》

（ 芳賀委員長・佐藤副委員長、退場 ）

《 野中会長 》

それでは、会議を再開致します。以上をもちまして、本日の協議事項は議了頂きました。

続きまして、（3）その他を議題とし、本日の第11回合併協議会の会議録について、事務局より説明を致します。

《 事務局 》

【事務局……第11回合併協議会会議録 説明】

本日の第11回合併協議会の会議録につきましては、合併協議会・会議運営申し合わせ事項の3「会議録等の公開」にもとづきまして、次回の協議会で承認を頂いた後、公開することとなりますが、前回の第10回合併協議会会議録と同じく、本日の会議録につきましては、会長からご指名のありました会議録署名委員の署名ならびに協議会会長の署名が終わりました後に、次回の

協議会開催を待たずに公開をさせて頂きたく考えておりますので、ご了解の程を頂きますようよろしくお願い致します。

以上でございます。

《 野中会長 》

ただいま事務局より提案致しました。この事務局提案のとおりに致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

《 委員 》

(「異議なし」 の声)

《 野中会長 》

ご異議がなしという声を頂きましたので、事務局提案どおり進めを致したいと存じます。

次に、次回の第12回合併協議会日程について、事務局から説明を致させます。

《 事務局 》

次回、第12回合併協議会の日程及び議題について提案させていただきます。次回の開催日につきましては、平成17年11月21日(月)午後3時から、場所につきましては園部国際交流会館にての開催をお願いを致したいと存じます。なお、議題につきましては、平成17年度合併協議会中間決算認定について、もう1つは、合併協議会の廃止議案について、その他を予定を致しております。なお、次回の協議会を持って最終協議会の予定と致しておりますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

《 野中会長 》

ただいま事務局も説明を致しましたが、次回については11月21日(月)園部国際交流会館において3時からということでございますが、ご異議ございませんか。

《 委員 》

(「異議なし」 の声)

《 野中会長 》

ご異議がないようでございますので、そのように確定を致します。

その他、この際何かご意見等ございましたら、お伺いを致したいと思いますが。ないようでしたら、これをもって会議を閉じたいと思いますが。

《 委員 》

(「なし」 の声)

《 野中会長 》

本日は、大変お忙しい中、誠にありがとうございました。第11回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会を閉じるにあたりまして、仲村副会長より閉会のご挨拶を申し上げます。

《 仲村副会長 》

[閉会挨拶]

それでは、第11回合併協議会を閉じるにあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。秋本番を迎えまして、何かとお忙しい中、委員各位には本日ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。なお、先ほどは提案を致しました1議案につきご承認を頂きありがとうございました。また各報告事項について報告をさせて頂いたところでございます。

南丹市発足まで、あと86日ということになりました。今日まで合併準備局の職員はもちろんのことでございますけれども、4町の職員全てが、誠心誠意この新市発足に向けて取組みを進めて頂いておりまして、事務調整をはじめ概ね順調に推移を致しておるというふうに思っているところでございます。合併の背景は様々ございましたが、合併はあくまでも住民のためのものでございまして、住民の皆さんに「合併してよりよい市が発足した。」というふうに実感をしてもらうために、また新市が掲げております「ふるさとに誇りと希望をもち、安心して暮らせる、“ぬくもりのあるまち”」としての施策を力強く進めていくためにも、あと残されました課題につきまして、委員各位のご尽力を賜るようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。今、11月21日に第12回の合併協議会が開催をされるというふうに決定を致しました。そのときのご出席を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせて頂きたいと思います。今日は大変ご苦勞さんでございました。

以上

会議の経過を記載して、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

協 議 会 会 長

署 名 委 員

署 名 委 員